

令和7年度 ダイオキシン類測定結果

1. 排出基準について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく基準値は、臨海工場の排出ガスが 0.1ng-TEQ/m³N 以下、東工場第二工場の排出ガスが 1ng-TEQ/m³N 以下、処理灰・焼却灰が 3ng-TEQ/g 以下、処理水が 10pg-TEQ/L 以下で、いずれの施設も基準値に適合しています。

2. 測定結果

クリーンセンター各施設のダイオキシン類測定結果は下表のとおりです。

			排出ガス	処理灰 ^{※1}	焼却灰	処理水
施設名		単位	ng-TEQ/m ³ N	ng-TEQ/g	ng-TEQ/g	pg-TEQ/L
東工場	第二工場	1号炉	0.0000029	0.27	0.00013	0.000018
	(ごみ焼却場)	2号炉	0.000098	0.27	0.0074	0.000018
臨海工場		1号炉	0.0012	0.049	— ^{※2}	— ^{※2}
(ごみ焼却場)		2号炉	0.0016	0.049	— ^{※2}	— ^{※2}
南部処理場 (最終処分場)			—	—	—	0.28

※1：平成12年1月15日において現に設置されている施設については、ばいじんが薬剤処理など定められた方法により処分を行う限り、ばいじんの基準を適用しないこととされています。東工場第二工場はこれに該当し、処理灰（ばいじん処理物）は基準の適用を受けません。

※2：臨海工場は、焼却灰及び処理水が発生しないため、測定値はありません。

- ・TEQとは、ダイオキシン類の毒性を2,3,7,8-TCDD（四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン）に等価換算した濃度です。
- ・ng（ナノグラム）とは、10億分の1グラム、pg（ピコグラム）とは1兆分の1グラムです。
- ・m³N（ノルマル立方メートル）とは、摂氏零度、1気圧の状態に換算した立方メートルです。